

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

小千谷市(以下「甲」という。)と岩沢地区町内会長協議会及び岩沢地域振興協議会(以下「乙」という。)と中越住電装(株)(以下「丙」という。)は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、甲が所有し丙が使用する施設を地域住民等の一時避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 丙は、甲が所有する次に掲げる施設(以下「対象施設」という。)を災害時における一時避難場所として、丙の使用に支障の無い範囲において、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 小千谷市大字岩沢993番地1
- (2) 所有者 小千谷市
- (3) 管理者 中越住電装(株)
- (4) 名称 従業員駐車場
- (5) 構造・面積等 アスファルト舗装 4,782㎡

2 甲及び乙は、避難の際に使用する必要な用具等を設置する場合は、丙の了解の下にて行うものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時から、甲乙丙が一時避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び乙は、対象施設を一時避難場所以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

(原状回復義務)

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害により被災した部分を除くものとする。

2 地域住民等が当該対象施設を一時避難場所として使用した場合において、やむを得ず破損した施設等の回復に要する費用については、甲が負担するものとする。

(利用者責任)

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互協力)

第7条 乙と丙は、災害時における避難に際し、地域住民等の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。また、災害が発生した際には、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱うよう努めるものとする。

(一時避難場所の表示、公開)

第8条 甲は、対象施設を一時避難場所として指定するとともに、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、平成26年 1月24日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 1月24日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市長 谷井 靖夫

乙 岩沢地区町内会長協議会
会長 大淵 俊明

岩沢地域振興協議会
会長 佐藤 寛如

丙 小千谷市大字岩沢993番地1
中越住電装株式会社
代表取締役社長 浅井 敏弘